

○国立大学法人浜松医科大学契約事務規程

(平成16年4月1日規程第46号)

改正 平成17年4月1日規程第152号 平成18年6月30日規程第45号
平成20年1月24日規程第7号 平成22年6月8日規程第19号
平成24年6月22日規程第5号 平成26年3月4日規程第41号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 競争参加者(第2条－第4条)
- 第3章 指名競争(第5条)
- 第4章 隨意契約(第6条－第11条)
- 第5章 入札(第12条－第24条)
- 第6章 契約(第25条－第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人浜松医科大学会計規則(平成16年規則第15号。以下「会計規則」という。)に基づき、国立大学法人浜松医科大学(以下「本法人」という。)が締結する売買、貸借、請負、工事その他の契約に関する基本的事項を定め、もって契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

第2章 競争参加者

(競争に参加させることができない者)

第2条 理事(財務担当)は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を競争に参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第3条 理事(財務担当)は、競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) この項(この号を除く。)の規定により競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用者としたとき。
- 2 理事(財務担当)は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用者を競争に参加させないことができる。
- 3 理事(財務担当)は、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認めるときは、前各項に定める者以外の者について競争に参加させないことができる。

(競争参加者の資格及び等級の格付け)

第4条 理事(財務担当)は、競争に参加しようとする者の資格について、物品の製造・販売等の競争参加に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」(平成13年1月10日)により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を本法人における競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。ただし、工事については別に定める。

- 2 理事(財務担当)は、前項で規定する以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、「予算決算及び会計令第72条の規定による各省各庁の長が定める一般競争参加者の資格等の定め(製造若しくは物件の買入れ又は立木竹の売払い等に係るもの)等について」(会計課長通知文会総第372号 昭和37年9月13日)に準じて審査するものとする。
- 3 前2項の一般競争参加者の資格(契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付け)により、一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加資格が僅少であるとき等は、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を、当該一般競争に加えることができる。

第3章 指名競争

(指名競争の基準)

第5条 会計規則第40条第2項第2号に規定する一般競争に付することが不利と認められるときは、次のとおりとする。

- (1) 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げるおそれがあるとき。
- (2) 特殊な製造又は特殊な品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であるとき。
- (3) 契約上の義務違反があった場合等本法人の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。

第4章 隨意契約

(随意契約の基準1)

第6条 会計規則第40条第3項第1号に規定する契約の性質又は目的が競争を許さないときは、次のとおりとする。

- (1) 本法人の行為を秘密にする必要があるとき。
- (2) 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買入れるとき。
- (3) 外国で契約するとき。
- (4) 官公署、特殊法人及び独立行政法人と契約を締結するとき。
- (5) その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。

(随意契約の基準2)

第7条 会計規則第40条第3項第3号に規定する競争に付することが不利と認められるときは、次のとおりとする。

- (1) 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- (2) 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入者以外の者に施工させることが困難又は不利であるとき。
- (3) 買入れを必要とする物件が多量であって分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- (4) 隨意契約によれば時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することが

できる見込みがあるとき。

(随意契約の基準3)

第8条 会計規則第40条第3項第4号に規定する随意契約の基準額は、次のとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負契約で予定する金額が1,000万円を超えないとき。
- (2) 財産の買入契約で予定する金額が500万円を超えないとき。
- (3) 物件の借入契約で予定する賃借料の年額又は総額が500万円を超えないとき。
- (4) 財産の売払契約で予定する金額が500万円を超えないとき。
- (5) 物件の貸付契約で予定する賃貸料の年額又は総額が500万円を超えないとき。
- (6) その他の契約で予定する金額が500万円を超えないとき。

(入札者がないとき等の随意契約)

第9条 理事(財務担当)は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

2 理事(財務担当)は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

3 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(予定価格)

第10条 理事(財務担当)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結しようとするときは、予定価格を作成するものとする。ただし、随意契約による場合で次に掲げるものについては、予定価格を省略することができる。

- (1) 工事又は物品の製造、改造、修理で1,000万円を超えないもの
- (2) 物品の買入で500万円を超えないもの
- (3) 物品の借入で500万円を超えないもの
- (4) 保守・単価契約で500万円を超えないもの
- (5) 上記以外の契約で500万円を超えないもの。ただし、市場調査等による確認を行い、より適正な契約が執行できるよう努めなければならない。

(見積書の省略)

第11条 随意契約による場合で、契約金額が50万円に満たない場合は見積書を省略することができる。

第5章 入札

(入札の公告等)

第12条 理事(財務担当)は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札日の前から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は入札者若しくは落札者がない場合等に再度入札の公告を行う場合は、その期間を5日まで短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項

- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 一般競争を執行する場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) その他必要な事項

3 理事(財務担当)は、第5条の基準に基づき指名した者に対し、前項第1号及び第3号から第5号に掲げる事項を第1項に準じて通知するものとする。

(入札保証金)

第13条 理事(財務担当)は、競争に参加しようとする者に、その者の見積もる金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、競争に参加しようとする者が、保険会社との間に本法人を被保険者とする入札保証契約を結んだとき又は特に必要がないと認められる場合には、それらの全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 政府の保証のある債権
- (3) 資金運用部資金法(昭和26年法律第100号)第7条第1項第9号に規定する金融債
- (4) 銀行が振り出し又は支払保証した小切手
- (5) そのほか確実と認められる担保で財務担当理事が別に定めるもの

3 理事(財務担当)は、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金は本法人に帰属する旨を第12条に規定する公告、又は第5条の規定により指名する際その指名の通知において、それぞれ明らかにしなければならない。

(入札保証金の免除)

第14条 理事(財務担当)が入札保証金の全部又は一部を免除することができるのは、次のとおりとする。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に本法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んでいるとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の処理)

第15条 入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約締結後に返還するものとする。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申し出によりこれを契約保証金に充てることができる。

3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは本法人に帰属させるものとし、その旨をあらかじめ周知しておかなければならない。

(入札の執行)

第16条 理事(財務担当)は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書(以下「入札書」という。)を提出させなければならない。

- (1) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名
- (2) 入札金額
- (3) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印

- (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- 2 理事(財務担当)は、あらかじめ、競争加入者(その代理人を含む。以下同じ。)に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争加入者が印を押さなければならないことを知らせておかなければならぬ。
- 3 理事(財務担当)は、代理人が入札するときは、あらかじめ、競争加入者本人から代理委任状を提出させなければならない。
- 4 理事(財務担当)は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)を明記させ、当該封書を指定する場所に提出させなければならない。

(入札の取りやめ等)

第17条 理事(財務担当)は、競争加入者が相連合し、又は不穏の举动をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(入札場の自由入退場の禁止)

第18条 理事(財務担当)は、競争加入者及び入札執行事務に関係のある職員以外は、入札場に入場させてはならない。

2 理事(財務担当)は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合以外は、競争加入者で一旦入場した者の退場を許してはならない。

(開札)

第19条 理事(財務担当)は、公告及び通知に示した競争執行の場所及び日時に、競争加入者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、競争加入者が立ち会わないときは入札事務に関係のない本法人職員を立ち会わせなければならない。

(入札の無効等)

第20条 理事(財務担当)は、第12条に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。

2 理事(財務担当)は、前項に該当することにより無効とした入札については、開札に際して理由を明示して当該入札が無効である旨を競争加入者全員に知らせなければならない。

(落札者の決定手続)

第21条 理事(財務担当)は、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじ等を引かせて落札者を定めるものとする。

2 理事(財務担当)は、前項の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじ等を引かない者があるときは、入札事務に関係のない本法人職員に、これに代わってくじ等を引かせるものとする。

(再度入札)

第22条 理事(財務担当)は、開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(最低価格の入札者を落札者としないことができる契約)

第23条 会計規則第42条第2項の規定に基づき、理事(財務担当)は、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められる場合は最低価格の入札者を直ちに落札者としないものとする。

2 理事(財務担当)は、前項に該当することとなったときは、直ちに入札価格について調査しなければならない。

3 理事(財務担当)は、第2項の調査結果により最低価格の入札者を落札者とすることが不適当であると判断した場合には、予定価格の範囲内において、次順位者を落札者とする。

(総合評価落札方式)

第24条 理事(財務担当)は、会計規則第42条第1項により難い契約については、同条第3項の定めるところにより、総合評価落札方式とすることができます。

第6章 契約

(契約書の作成)

第25条 契約の相手方が決定したときは、決定の日から7日以内(相手方が遠隔地にある等特別な事情があるときは、理事(財務担当)が合理的と認める期間)に契約書の取り交わしを行わなければならない。

2 会計規則第43条ただし書きにより、契約書の作成を省略することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 工事又は物品の製造、改造、修理で1,000万円を超えないもの
- (2) 物品の買入で1,000万円を超えないもの
- (3) 物品の借入で500万円を超えないもの
- (4) 保守・単価契約で500万円を超えないもの
- (5) 上記以外の契約で500万円を超えないもの
- (6) セリ売りに付する場合
- (7) 物品を売払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取る場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、随意契約による場合において、理事(財務担当)が契約書を作成する必要がないと認めた場合

(契約保証金の納付)

第26条 契約保証金は、競争により契約の相手方を決定したときは、契約の相手方が決定した日から原則として7日以内に納付させるものとし、契約上の義務を履行した後に返還するものとする。ただし、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに納付させるものとする。

2 契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、本法人に帰属させるものとし、理事(財務担当)は、その旨をあらかじめ周知しておかなければならない。

3 契約保証金に代えることができる担保は入札保証金に代わる担保に準ずるものとする。

(契約保証金の免除)

第27条 理事(財務担当)が契約保証金の全部又は一部を免除することができるときは、次のとおりとする。

- (1) 契約の相手方が保険会社等との間に本法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んでいるとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者により競争を行う場合又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。
(複数年度契約)

第28条 理事(財務担当)は、契約の性質又は目的により必要と認めるときは、複数年度契約を締結することができる。

(契約変更等の制限)

第29条 理事(財務担当)は、契約が競争契約の場合には、原則として、当初入札時の契約条件の変更(軽微な事項を除く)及び契約内容の追加をすることができない。

(代価の支払)

第30条 理事(財務担当)は、原則として、契約の相手方から適正な支払請求書を受理した日の翌日から90日以内に支払うことを約定しなければならない。

ただし、別に定めがある場合はこの限りでない。

(契約内容の公表)

第31条 本法人の支出の原因となる契約（特定調達契約に該当するもの及び第6条第1号並びに第8条に規定するそれぞれの基準額を超えないものを除く。）を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内に次の各号に掲げる事項を、本法人のホームページに掲載する方法により公表するものとする。ただし、建設工事等に係る公表については別に定める。

- (1) 物品等若しくは役務の名称及び数量
 - (2) 契約者の氏名、機関の名称及び所在地
 - (3) 契約を締結した日
 - (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - (5) 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
 - (6) 契約金額
 - (7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるものまたは本法人の事務または事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
 - (8) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
 - (9) 随意契約によることとした根拠条文及び理由
 - (10) 公益法人と随意契約する場合に、当該法人に本法人の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
 - (11) その他必要と認められる事項
- 2 公表は、別紙様式1及び別紙様式2のとおりとする。
- 3 公表期間は、随意契約を締結した日の翌日から起算して一年が経過する日までとする。
- (雑則)

第32条 この規程に定めのないものについては、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規程第152号)
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日規程第45号)
この規程は、平成18年6月30日から施行する。

附 則(平成20年1月24日規程第7号)
この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則(平成22年6月8日規程第19号)
この規程は、平成22年6月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成24年6月22日規程第5号)
この規程は、平成24年6月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成26年3月4日規程第41号)
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別紙様式1(第29条第2項関係)
競争契約に係る情報の公表(物品役務等)
[別紙参照]

別紙様式2(第29条第2項関係)
随意契約に係る情報の公表(物品役務等)
[別紙参照]